教育学部紀要刊行規程

2021年7月30日施行

1. 編集委員会

「帝塚山大学教育学部紀要」の編集は編集委員会が行う。編集委員は教育学部運営委員が兼 務する。編集委員長は、委員の互選による。

2. 発行

原則として年1回とする。ただし、編集委員会の判断で記念号及び特集号などを発行することも可能とする。

3. 投稿原稿

投稿原稿は、未刊行の原稿とし、その種類は、次の各号に掲げる区分のいずれかとする。

- (1) 学術論文
- (2) 研究報告・実践報告・研究ノート・ショートレポート
- (3) 翻訳•書評•資料紹介
- (4) その他、前3号以外の内容で編集委員会が認めたもの

4. 投稿資格

投稿者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 教育学部所属の教員(非常勤講師を含む)
- (2) 教育学部の専任教員との共同研究者(専任教員が筆頭著者または共著者となる)
- (3) 帝塚山幼稚園、帝塚山小学校、帝塚山中学校・高等学校の所属の教員
- (4) その他編集委員会が認めた者

5. 投稿編数

投稿は、原則として一人1篇とする。ただし、共著者の場合はこの限りではない。

- 6. 学術研究にかかる行動規範等の遵守
 - (1) 投稿する学術論文等に係る研究は、「帝塚山大学における教育・研究者の行動指針(平成19年10月26日制定)」及び「帝塚山大学における研究活動に係る不正行為等の防止等に関する規程(平成19年11月7日制定)」を遵守したものでなければならない。
 - (2) 前項の研究が、医学的、生物学的又は心理学的研究等の人間を直接対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じる可能性のある研究を行う場合は、あらかじめその研究計画について「帝塚山大学研究倫理規程(平成18年7月28日制定)」に基づく研究倫理委員会の審査を受審し承認を得たものとする。ただし、それにより難い場合は、倫理的配慮等に関する説明を投稿する論文又は報告等の中に明記しなければならない。また、動物を用いた研究については、「帝塚山大学動物実験規程(平成23年9月30日制定)」を遵守して行われた研究でなければならない。

7. 審査及び採択

- (1) 学術論文は原則として複数名による査読とする。査読者は編集委員会が選定する。査読者には投稿者、投稿者には査読者の氏名は公開しない。
- (2) それ以外の区分は編集委員による閲読とする。
- (3) 査読及び閲読の際には、①内容の審査、②引用または参考文献の記載方法等の外形的審査を行う。
- (4) 査読及び閲読の結果を受けて、編集委員会が採否および投稿原稿の区分の判定を行う。な

お、修正再審査は行わない。

(5) 採択された学術論文等は、教授会で報告する。

8. 著作権

掲載されたすべての原稿の著作権は帝塚山大学に帰属するものとする。ただし、著作物が第 三者の著作権その他の権利の侵害問題等を生じさせた場合、一切の責任は投稿者が負う。他 著からの転載がある場合は、投稿者の責任で元の著作権者から電子化し公開する承諾を得る ものとする。

9. 公開

掲載されたすべての原稿を電子化し公開する。

10. 経費

原稿掲載料は原則として無料とする。

11. 発行日は2月1日とする。